

第 3 回

熊本県議会

# 経済環境常任委員会会議記録

令和3年5月14日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

## 第3回 熊本県議会 経済環境常任委員会会議記録

令和3年5月14日(金曜日)

午前10時22分開議

午前11時1分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和3年度熊本県一般会計補  
正予算(第4号)

議案第2号 専決処分の報告及び承認につ  
いてのうち

議案第3号 専決処分の報告及び承認につ  
いてのうち

議案第4号 専決処分の報告及び承認につ  
いてのうち

議案第5号 専決処分の報告及び承認につ  
いてのうち

議案第8号 専決処分の報告及び承認につ  
いて

出席委員(7人)

委員長 松村 秀逸  
副委員長 大平 雄一  
委員 城下 広作  
委員 松田 三郎  
委員 鎌田 聡  
委員 西村 尚武  
委員 坂梨 剛昭

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

商工労働部

部長 藤井 一恵

総括審議員

兼政策審議員

兼商工雇用創生局長 三輪 孝之

商工政策課長 市川 弘人

商工振興金融課長 増田 要一

労働雇用創生課長 中川 博文

観光戦略部

部長 寺野 慎吾

政策審議監 府 高 隆

観光交流政策課長 久原 美樹子

観光企画課長 脇 俊也

観光振興課長 川 寄 典 靖

事務局職員出席者

議事課主幹 山本 さおり

政務調査課主幹 植田 晃史

午前10時22分開議

○松村秀逸委員長 ただいまから第3回経済  
環境常任委員会を開会いたします。

なお、本日の委員会は、あらかじめ告示さ  
れた事件及び緊急を要する事件のみを審議す  
る臨時会での委員会であり、本会議を休憩し  
ての開催でもありますので、質疑応答は付託  
議案に関するものだけに限らせていただきま  
す。

また、本日の委員会出席者は、付託議案に  
関係する職員のみとしております。

それでは、本委員会に付託された議案を議  
題とし、これについて審査を行います。

まず、議案について執行部の説明を求めた  
後に、一括して質疑を受けたいと思います。

説明については、商工労働部、観光戦略部  
の順で説明をお願いします。

なお、執行部からの説明は、効率よく進め  
るため、着座のまま簡潔をお願いします。

それでは、商工労働部長から総括説明を、  
続いて、担当課長から説明をお願いします。

初めに、藤井商工労働部長。

○藤井商工労働部長 おはようございます。

今回提出しております議案の説明に先立ち、新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、概略を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、本県でも第4波により新規感染者数が過去最多となるなど、感染が拡大しております。

こうした状況を踏まえ、熊本市中心部の酒類提供飲食店に対して、4月29日から午後9時までとしていた営業時間短縮の要請について、5月10日から31日までは市内全域の酒類提供飲食店に拡大し、営業時間についても午後8時まで強化させていただきました。

また、有明保健所管内の市町につきましても、福岡県の動きに合わせ、5月6日から31日まで、酒類提供飲食店に対して午後9時までの営業時間短縮の要請を行っております。

商工労働部では、営業時間短縮の要請に全面的に御協力いただいた飲食店に対して、専決させていただいた予算により協力金を支給するため、その準備を進めるとともに、感染予防対策の徹底を含め飲食店への見回り活動も実施しているところでございます。

5月10日に国に申請しておりましたまん延防止等重点措置の適用について、本日適用に向けた動きとなっておりますが、事業者の皆様がこの厳しい状況を何とか乗り越えていただけるよう、引き続き、事業継続、雇用確保に向けた取組に全力で取り組んでまいります。

それでは、今回提案しております商工労働部の議案の概要について御説明申し上げます。

資料2ページをお開きください。これは資料1ページになりますかね、総括表のところでございます。

予算議案については、一般会計で61億1,400万円余の増額補正をお願いしております。

その内容といたしましては、新型コロナウイルスへの対応として、営業時間短縮の要請に御協力をいただいた飲食店に対する協力金とともに、今回の時短要請や外出自粛要請の影響により売上げが減少した中小事業者等を対象とする事業継続・再開支援一時金を提案しております。

また、飲食店での感染リスクを抑えるための取組として、県内統一の基準による飲食店認証制度の創設、運用のための予算も提案しております。

また、2月議会後に行わせていただいた4回の専決処分と、条例等議案として、損害賠償事案の和解についても御報告させていただきます。

以上が今回提出しております議案等の概要でございますが、詳細につきましては、関係課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○松村秀逸委員長 引き続き、担当課長から順次説明をお願いします。

○市川商工政策課長 商工政策課でございます。

当課関係の議案について、説明いたします。

資料の2ページを御覧ください。

今回の臨時会において、53億4,000万円余の補正額を計上しております。

右側説明欄を御覧ください。

まず、(1)営業時間短縮要請協力金事業です。これは、これまで熊本市中心市街地及び有明保健所管内の飲食店を対象に支給しておりました営業時間短縮要請協力金について、5月7日の対策本部において、熊本市内の対象を市内全域に拡大し、さらに要請期間を5月末まで延長したことに伴い、50億3,100万円余の増額をお願いしたものです。

なお、本日の知事議案説明の中にもありま

したが、まん延防止等重点措置が本日適用の見込みとなり、明日、対策本部会議開催が予定されております。新たな対策等が決定された場合、当該事業についても適切に対応してまいりたいと考えております。

また、下の欄ですが、参考で、令和2年度の協力金の支払い状況、昨年度の分を掲載しております。5月10日時点で、99.6%の支払いが完了しております。

次に、(2)飲食店の感染防止対策に係る認証事業です。

飲食店における感染防止対策を強化するため、一定の要件を満たす飲食店を認証する事業を開始したいと考えております。これは、第4波の拡大が続く中、4月23日付で改正された国の基本的対処方針に、都道府県が第三者認証制度の運用を図るよう明記されたことを受け、全国的に導入に向けた検討が始まりました。

本県においても取組を進める必要があることから、その制度構築とともに、県内の飲食店を見回り、現場における感染対策に係る助言や確認をしたり、市町村や商工関係団体と連携した周知、啓発活動を行ったりするための経費として、3億900万円余を計上しております。

この取組を進める上では、県内の飲食店の理解と協力が必要であると認識しており、丁寧な説明を心がけてまいりたいと思っております。

次に、2月議会以降に専決させていただいた補正予算について説明いたします。

資料の5ページを御覧ください。

令和2年度営業時間短縮要請協力金について、所要見込額の減に伴い89億8,300万円余の減額をしております。

6ページをお願いします。

同協力金について、令和2年度内に支払いを完了することが困難なものにつきまして、43億8,900万円余の繰越明許費の設定をさせ

ていただいております。

以上を、3月30日に専決させていただきました。

続きまして、10ページをお開きください。

4月29日から熊本市中心市街地の飲食店に対して営業時間短縮要請をすることに伴い、4月28日に15億400万円余の予算を専決で計上させていただきました。

次に、12ページをお開きください。

当協力金について、5月の6日から有明保健所管内、いわゆる荒玉地域の飲食店も営業時間短縮要請の対象としたことから、その経費として、3億5,400万円余の予算を5月5日に専決処分させていただいております。

商工政策課は以上です。よろしく申し上げます。

○増田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

資料を、お戻りいただきまして、3ページをお願いいたします。

補正予算として、中小企業振興費で7億7,000万円余の増額をお願いしております。

右側説明欄のとおり、事業継続・再開支援一時金事業としまして、酒類提供飲食店の時短営業や不要不急の外出等の自粛により甚大な影響を受けた中小事業者等への一時金による支援に要する経費でございます。

県独自で支援を行う場合、時短要請の飲食店と取引がある事業者などに対しまして、5月の売上高が50%以上減少している場合に、法人20万円、個人10万円を上限に支給する内容としております。

なお、本県にまん延防止等重点措置が適用された場合は、国の支援金、月次支援金と申しますが――の適用が見込まれておりますが、まだ制度の詳細が明らかではございません。その点も見極めながら適切に対応してまいります。

次に、13ページをお願いいたします。

職員の過失による損害賠償事案に係る専決処分について、御報告、御承認をお願いするものでございます。

14ページの概要により御説明いたします。

本件事故は、令和2年3月に発生したものでございます。

事故の状況につきましては、(4)に記載しております。

中小企業高度化資金の債権管理業務におきましては、連帯保証人が死亡している場合、その相続人に対して連絡などを行っております。

今回、事務を進める中におきまして、相続関係の判断に誤り、相続人でない親族の方に対しまして、今後貸付金の延滞が発生した場合には連絡するなどの文書を誤って発出した結果、戸籍書類の取得でありますとか司法書士への御相談でありますとか、そういう不要な相続手続に係る費用を支出させたものでございます。

対象となるのは5名いらっしゃいまして、いずれも県外にお住まいでございます。電話や文書でおわびを申し上げるとともに、賠償のために額の確定を行い、(3)に記載のとおり、合計29万5,766円を賠償額として和解することを専決処分としております。

高度化資金貸付金の債権確保の取組を進める中で起きたことであり、あってはならない事故であると認識しております。このような事故が発生し大変申し訳ございません。

今後、類似の事案が生じないよう、判断の難易度が高い複雑な相続案件につきましては、事前に弁護士等の専門家に相談することを徹底することで、再発防止を図ってまいります。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○中川労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

資料、お戻りいただきまして、8ページをお願いいたします。

当課から4月16日の専決処分について御説明させていただきます。

職業訓練総務費といたしまして、2億1,541万円余をお願いしております。

右の説明欄をお願いいたします。

外国人材受入事業者支援事業ですが、これは、新型コロナウイルス感染拡大による水際対策の強化に伴いまして、外国人材受入れ事業者が追加的に負担することとなりました宿泊費や交通費への助成に要する経費でございます。

労働雇用創生課からは以上でございます。よろしく願いいたします。

○松村秀逸委員長 次に、観光戦略部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、寺野観光戦略部長。

○寺野観光戦略部長 おはようございます。

観光戦略部関係の議案の概要について御説明いたします。

今回提出しております議案は、予算関係で2件でございます。

県内では、新型コロナウイルス感染拡大の第4波が到来するなど、感染収束が見通せない状況が続いております。

そのような中、県としては、長期化する感染症の影響を受ける事業者に対しまして、感染拡大防止のための措置をしっかりと講じながら、引き続き支援していく必要があると認識しております。

そのため、令和3年度5月補正予算では、大きな打撃を受けている宿泊事業者のさらなる感染症対策強化などへの支援に必要な経費として、資料は15ページとなりますが、総額15億1,700万円を増額計上しております。

また、4月専決予算では、3月に開始した

「くまもと再発見の旅」事業について、国の予算措置を受け、県内で利用できる地域限定クーポンの発行など、事業内容の拡充に必要な経費などとして、総額36億8,100万円余の増額補正を行いました。

しかしながら、現在、新型コロナウイルスの感染拡大により、事業自体は一時停止している状況でございます。

今後も感染状況を見極めながら、長期化する新型コロナウイルスの影響を受けている観光産業の回復と地域経済の再生に全力で取り組んでまいります。

以上、私からの総括説明とさせていただきます。詳細につきましては、関係課長から御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○松村秀逸委員長 引き続き、担当課長から順次説明をお願いします。

○脇観光企画課長 観光企画課でございます。

説明資料の16ページを、お願いいたします。

5月補正予算について、説明をさせていただきます。

観光費、右側の説明欄、観光客誘致対策費として、15億1,700万円を計上させていただきます。

新規事業、宿泊事業者による感染防止対策等支援事業ですが、これは、新型コロナウイルス感染拡大の影響により旅行需要が大幅に減少し大きな影響を受けている観光産業の回復を図るため、宿泊事業者が行う感染症対策に資する物品の購入や、ポストコロナも見据えた前向きな投資、例えば、ワーケーションスペースの設置や非接触チェックインシステムの導入などへの支援に要する経費でございます。

観光企画課は以上でございます。御審議の

ほどよろしくお願ひいたします。

○川寄観光振興課長 観光振興課でございます。

説明資料の18ページをお願いいたします。

専決処分の御報告及び承認をお願いするものでございます。

右の説明欄を御覧ください。

令和3年4月16日に、専決処分として36億8,100万円余を、増額補正として予算化をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症により甚大な影響を受けている観光業界を支援するため、3月末に発表されました官公庁の地域観光事業支援を活用し、県内への宿泊旅行及び日帰り旅行に対して助成を行うとともに、地域限定のクーポン券の付与、発行に要する経費でございます。

観光振興課は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○松村秀逸委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案等について、各部局を一括して質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、課名と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のまま説明してください。

繰り返しになりますが、質疑は付託議案に限らせていただきますので、委員の皆さん方の御協力をお願いいたします。

それでは、質疑はございませんか。

○城下広作委員 すみません、2ページでちょっと確認を2つさせていただきます、2ページです。

熊本市中心部の酒類提供飲食店に対して、4月29日から午後9時までと、それ以降は今年度また午後8時までという形で時短要請をし

たんですけれども、これを大体何割の方々か、そういうふうな形で要請を受けているのか、何割が要するに要請を受けないという、ちょっと数字が分かればなというふうに思います。これは、熊本市と有明管内、若干また違うでしょう。

それと2点目が、今回統一基準で飲食店に、ある意味ではその防止をするという形になると、支援をするというふうになりますけれども、これをやるに至っての、少ない市町村のところはいいんでしょうけれども、熊本市なんか多いから、これ日にちが1日、2日で終わるのか、時間がかかると結果的にはそういう確認が取れぬような形になることが出てくるということで、この辺の量に対して、スタッフはどういう形で、大体どのくらいで、すぐぱっとそういう調査が終わるといって、その辺の認識をちょっと確認させてください。

○市川商工政策課長 まず、1点目、時短の飲食店の状況ですが、私どものほうで、県とあと熊本市さんと一緒に、時短をかけた4月29日以降、3回ほどチームを組みまして見回り活動を行っております。その状況で、現場の状況を御説明します。

4月29日から熊本市中心部、約2,200店舗と、5月6日から有明保健所管内500店舗へ、県職員、市役所職員と飲食店の見回りを行いました。この対象店舗、合計2,700店舗中、これまでその3回で1,300件ほどは確認をしております。

このうち時短に応じていただいた飲食店が約1,200件、率にしますと約9割強が、事業者が時短に応じていただいているという状況でございました。

また、細かい話で言いますと、スナックとかその手の接待を伴う飲食店は、特に時短という形じゃなくて、休業中という店舗が多いという印象を受けております。

21日の、時短がかかる前、まだ開いている状況のときにも、感染防止予防対策を含めて回っております。熊本市で、そのとき確認できました190店舗中85%の約160店舗、いわゆる感染防止の4つのステップについて、おおむね実施できていたという確認が取れております。

続きまして、認証制度の状況、大きな市町、熊本市とかその辺があるということの御質問です。

実は、今回、県統一の認証というのを始める前に、昨年から本県におきましては、市町村さんを中心に飲食店の感染防止という形で、県の基準に応じた認証制度というのをやっております。熊本市さんの飲食店に行くと玄関にシールが貼ってあったりとか、そういった取組をやっております、大体、今回の街頭、全県でいったときに、7,000店舗ぐらいの規模があるのかなといううちの、既に市町村さんがやっているところで、4,200ぐらいは既に感染防止のアドバイスなんかをして、認証というのが進んでおります。

今回は、そういった形でやっております、ある程度効果も出ていたと思っております。ただ、いかにせん変異株とかそういったので感染が急激に進んでいったところがあって、国のほうの指示もありましたが、それで県統一の認証制度を始めるところで、やるに当たって、やっていた市町村で、各飲食店もある程度やっておりますので、スムーズに市町村とも連携を取りながらやっていくという形で進めさせていただければ、ゼロからというスタートじゃないので、うまいこといけるんじゃないかと思っております。やるに当たっては当然その関係市町村と、あと関係商工団体、その辺と連携しながらこの制度を進めていければなと思っております。よろしくお願ひします。

○城下広作委員 ちょっと1点だけ確認です

けれども、それはもともと市が協力店という形でシールとかいろいろあったんでしょう。その条件と今回のやろうとする統一基準というのは全く同じか若干違うんですか、ずれがある。

○市川商工政策課長 基本的には、県がやっていた基準というのは、今回やろうとしているのとは変わりません。ただ、特に今回国が言っているのは、4つの対策を強化しろという形で来ております。1つがアクリル板の設置、座席の間隔の確保、手、指とかの消毒の徹底、食事中のマスクの着用、換気の徹底、この辺が、今度は私どもがまた同一基準という形でやっていくところに関しては、今のエビデンスで言うと、重点的にやっていくのかなと思っております。そのチェックリストについては、専門の、うちの健康福祉部のほうが国の内閣府のほうと基準、チェックリスト等について今打合せをさせていただいております。大きく基本的には変わらないと思いますが、その辺、状況に応じた強化とかされたチェックリストになっていくと思います。

○城下広作委員 ありがとうございます。

いずれにしても、とにかく飲食を伴う形で感染拡大が広がっているという雰囲気、よく、我々も、ある意味ではメディアでもそこを聞くものだから、やはり飲食をされている方々になるべく、例えば時短要請に対しては、たくさんの方がより100%近く協力していただくという形、これをまず望みたいということです。

そして、今度は、先ほど言われたように感染防止対策という統一基準、このことをスムーズに早く、そしていろんな事業者にそのことを一過性じゃなくて徹底してやるというような形の部分で指導していくというふうに協力してもらって、これをやる以外はなかなか感

染拡大というのはできないんじゃないかと思って、ぜひ、せっかくこういう事業を今からやるわけですので、徹底して頑張ってくださいというふうに要望しておきたいと思えます。

以上です。

○松田三郎委員 関連で、私も資料2ページの説明の(1)、(2)ですね、これをちょっと前提に確認です。

課長でも、冒頭総括説明した部長でも結構ですけれども、協力金、この時期、ちょうど——昨日から今日にかけてまん延防止等重点措置が熊本に入るということで間に合わなかった部分もあると思いますが、さっき増田課長が3ページで一時金に関しては云々という話がありました。

協力金も正式に、今日そして明日の本部会議等を経て——質問は市川課長です。この協力金の財源が後で入れ替わるということですかね。協力金、ここに計上されているのがまん延防止等重点措置で熊本は入りますよ、ついては国のほうでここで支出しますというのが、この部分が、全部じゃなくて8割かな、何か財源として入れ替わるという理解でいいですか。何か、適切な対応をしまいいりますという説明がありましたので、お尋ねします。

○市川商工政策課長 まん延防止等になって、まず協力金がどう変わるかというところなんです、実は今、国の協力金のルール、モデルで言いますと、中小企業さんの場合は1日の売上額の3割という考え方でおります。その代わり、下限が2万5,000円から7万5,000円という……。

これがまん延防止等になった場合、重点地域になった場合になると、その1日の売上額の4割を協力金というモデルが示されております。そうすると、下限が3万円から10万円



という形に増額される形になります。そこら辺の財源のもっていき方というところは、今から財政課のほうと、今積んでいるのと変わってきますので、調整をさせていただければと思います。

基本的な考え方というのは、そういった形でして、あと割合は国が8割、地元が2割というところは変わりません。

○松田三郎委員 よかですか。あまり詳しく聞こうというつもりはございませんでしたので、今のでいいです。

続けて2番の、さっき城下先生の質問で出ましたが、この認証店に関しては、基準等と今御説明がありました。

これ、じゃあ私たちも感覚として、認証店があり、認証されてない店もある。すると、やっぱり認証されているほうに安全だから行こうかなという、普通はそう思うだろうし、そういうのを見越して、やっぱり店のほうにも徹底したそういう感染防止対策をとっていただきたいということだろうと思っております。

ということは、併せてこの認証なり見回りをした後は、県としても認証店にだけといいますか、皆さん飲食をなされる場合は認証店でお願いします、決して非認証店には行かないでくださいよとまで言わないにしても、かなり強いメッセージも同時に伴うのかなと思いますけれども、それは別に商工だけの話じゃないかもしれませんが、その点は部長いかがですか。

○寺野観光戦略部長 こういった感染防止対策を強化していただくに当たって、何らかのインセンティブとか、または、例えば施設、設備を少し増強しなければいけないといった制度については、併せて検討してまいりたいと考えております。今の時点では、国からありました、こういうところを強化するという

ところを含めて、認証の基準を今調整しておりますので、その基準がはっきりした段階では、そういった制度も併せて検討すべきと考えているところでございます。

○松田三郎委員 分かりました。

引き続き質問ですが、店の規模の大小により、例えば、したくてもなかなか狭くて限界があるとか、あるいは換気したくても地下とか窓がないので、何か新たな機械を入れなにかぬとか、いろいろ制約があったり、規模の大きい小さいでも大分違ってくるのかなと思いますので、先ほど丁寧な説明というようにお話もありましたように、やっぱりその要求される飲食店が、店側からすると、ただでさえ売上げが落ちておるのに、これにある程度また負担をして、そういう対策をしなければならぬというような不満も今ですらおありだと思いますので、できるだけ、自分で負担しなくてもこういう事業がありますよというところの説明なりを、さっき丁寧な説明とおっしゃったということでしょうから、できるだけ快く協力をしていただいて、そして県民の皆様が飲食をしたいときには、やっぱりそういうところを自然に選んでいただくというのが、言うほど簡単ではないと思いますけれども、丁寧な説明、丁寧な取組というのは必要だと思いますので、その点は要望しておきたいと思います。何もなければ、よかです。

○藤井商工労働部長 おっしゃったとおり、丁寧な説明とともに、やっぱり利用者も店舗の方々も、そして行政も一緒になって、安心して食べられる環境づくりにつながるように、一生懸命取り組んでまいりたいと考えております。

○鎌田聡委員 今の関連になりますけれども、改めてこの間、感染対策でアクリル板を

設置したりとか、いろんな設備投資した分には補助金支援があったと思いますけれども、それはちゃんとやられるということなんでしようね。

○市川商工政策課長 これまでも補助制度がありました。

この新しい制度ができてからのいろんな、実際は、お店にアドバイザーみたいな形で行って、いろんな現場、現場で見ながら足りない分とか出てくると思いますので、そのインセンティブというのは、これからちょっと検討していこうと思っております。

○鎌田聡委員 また改めて、その分の予算とか事業費は今後出てくるということなんですよ。

○久原観光交流政策課長 観光交流政策課でございます。

現在、市町村のほうで取り組んでいただいております、こういった感染対策の亚克力板の購入ですとか換気に関する設備等については、市町村の新型コロナウイルス感染症対策総合交付金というものの中で、市町村のほうで取り組んでいただいております。

引き続き、先ほども商工政策課のほうからありましたとおり、この新しい認証基準が今回、実動に当たるに当たって、さらにより早く、そしてより徹底した対策を取るための予算というものも、引き続きまた連携して考えていきたいと思っております。

以上です。

○鎌田聡委員 ぜひ、その点よろしくお願ひしたいと思います。

それと、併せて協力金の額がまた変わってくるかと、可能性等ありますし、先ほどの説明では、県内全域にという話も検討するという話がありましたので、大変な数になります

し、そして前回一律だったのが売上げに応じてということになりますので、心配するのは、支払いの遅延が起こらないようにやっていただきたいと思っておりますけれども、その点は大丈夫なんですかということと、現在の協力金の支払い状況でまだ全部終わってないんですよ、さっき99%いっていますけれども。この遅延理由も、どういうことで遅れているのか、そこもちょっと教えていただきたいと思っております。

○市川商工政策課長 今度の制度が始まって、申請が始まってからの体制ですが、一応これまでの4回やった経験で、大体どういふうな波で来るというのも分かっております。最初のコールセンターから始まって申請処理という形で波が分かっておりますので、委託業者のそのスタッフ関係、コールセンターのスタッフ、審査のスタッフ関係、これも前回の一応倍の数で体制を整えております。それで対応していこうかなと思っております。

プラス、申請のやり方についても、電子申請も今回から、今つくろうとしておりますが、でき次第入れて、利便性がいいような申請等もとっていきたいと思っております。

いずれにしても、申請して遅延がないよう努力していきたいと思っております。

昨年度の状況で、あと残っている部分というところですが、差引きすると40件ぐらいが残っております。

これは、不備な申請書類があつて、実は変えてくださいというお願ひをしておいて、それがまだこっちに返ってこないというような状況の分でございます。何回も連絡したりとかしてやっておりますして、ある程度期限を切って最終100%になるように努力していきたいと思っております。

○鎌田聡委員 では、あくまでも、この払え

てないのは、お店のほうの対応がちょっと遅いということで、県としてはちゃんとやっているということでもよしいですね。

先ほども言いましたように、新たな協礼金、額もそれでちょっと変わってまいりますので、その辺もしっかりと遅延なき対応をよろしくお願ひしたいと思います。

それと、もう1点。

3ページのほうの事業継続・再開支援一時金の事業ですけれども、これの支払い状況は現在分かりますか。

○増田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

現在、1、2月分のまだ受付中でございまして、5月31日まで。で、事務を順次進めているところでございます。

現在のところ、5月10日時点の数字にはなりますが、2,599件、2,600件程度の申請をいただいております。そのうち支払い済みが952件、それから、もう既にチェックが終わって手続に入っているものが、合わせますと1,300件ほどということで、現在半分程度が支払いにもう向かっているということでございます。

4月の議会のときにも御報告を差し上げましたけれども、その際が40%程度ということで、申請が落ちてくれば、当然この率は上がっていくんですけども、申請がまだまだ落ちてきません。もうそれなりの数が来ておりますので、なるべくその申請の数を毎日こなして行けるように、今努力しているところでございます。

○鎌田聡委員 そして、また新たに、ここもまた再度こういった申請が来ると思いますので、こちらのほうも、大変でしょうけれども遅れないように、県としてはしっかりと対応していただきたいと思っておりますので、その点よろしくお願ひしておきます。

○松村秀逸委員長 ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○松村秀逸委員長 なければ、これで付託議案に対する質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第1号から第5号まで、及び議案第8号について一括して採決したいと思いますますが、異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松村秀逸委員長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外5件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松村秀逸委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外5件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

それでは最後に、要望書が2件提出されておりますので、参考として、お手元に写しを配付しております。

それでは、これを持ちまして第3回経済環境常任委員会を閉会いたします。

午前11時1分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

経済環境常任委員会委員長